

市町村健康づくり支援事業業務委託仕様書

注1 この仕様書は、企画提案書作成用である。

注2 企画提案競技後、埼玉県は、業務委託先候補事業者と仕様について協議を行う。協議が整った場合は、仕様書を修正の上、業務委託契約を締結する。

1 委託業務名

市町村健康づくり支援事業業務委託

2 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

3 委託業務の目的

これまで埼玉県では、高齢者や障害者など多様な背景を持つ方々も気軽に健康づくりに参加できる場として、「県民健康福祉村」で健康づくり事業を実施してきた。しかし、令和8年4月1日より「県民健康福祉村」が都市公園に移行するため、同事業は終了する見込みである。

一方、市町村の健康づくり事業は主に生活習慣病の予防・改善を目的としており、多様なニーズに対応できる体制は十分に整っていない。そこで本委託業務では、県が事業設計や人材育成に伴走支援を行い、市町村が多様な住民の参加を促し、持続的に健康づくりを推進するための体制構築を支援することを目的とする。

4 業務内容

埼玉県内の市町村の健康づくり事業を支援するため、合意形成を図った上で実施に向けた伴走支援を以下により実施すること。

※業務の実施に当たっては、埼玉県と十分な協議・調整を行うものとする。

また、業務の進め方や手法及び内容について、独自の知見やノウハウを生かして具体的に提案すること。あわせて、提案に至った背景や根拠を明らかにすること。

※（１）～（３）に係る支援及び開催に要する費用については、受託者の負担とし、委託料に含めるものとする。（会場費、講師代、広報費、受付対応、その他開催に必要な経費）

（１）専門職との連携による市町村健康づくり事業の企画・運営支援（４自治体×６回以上の支援）

ア 概要

高齢者のほか、例えば妊産婦、病気療養後、障害者などの多様な参加者も気軽に参加できる健康づくり事業の検討・構築を支援する。

市町村の状況に応じた健康づくり事業の構築を目指し、運動支援・栄養指導・歯科口腔保健などの専門分野をカバーする伴走型支援チームを編成。民間企業やスポーツジム、歯科衛生士、管理栄養士などと連携し、ワークショップや個別相談を実施しつつ、企画・運営面への助言と実践的な支援を行う。

イ 対象市町村

健康づくり事業の実施に課題を抱える市町村のうち県が選定した４市町村

ウ 支援回数及び実施期間

1 自治体当たり 6 回以上（原則、対面対応）

実施期間 : 令和 8 年 5 月～令和 9 年 1 月

支援回数の内訳 :

- ・「住民向け健康づくり事業」を 2 回以上開催（土日祝日での開催も検討する。）
 - ・「住民向け健康づくり事業」の各開催につき、「事前打ち合わせ」を 2 回以上実施
- ※複数の「住民向け健康づくり事業」及び「事前打ち合わせ」を 1 回にまとめることはできません。

エ 支援内容（支援希望自治体（市町村）ごとに実施）

- ① 事前調査・ヒアリング : 各自治体の健康課題及び講座対象者像の把握
- ② 支援チーム編成 : 運動支援（健康運動指導士）、栄養指導（管理栄養士）、歯科口腔保健（歯科衛生士）などの専門家に加え、民間の専門家やスポーツジムとも連携
※市町村の要望により支援チームのメンバーは選定すること。
- ③ 計画策定に向けた個別相談 : 地域特性や資源を踏まえた計画づくりへの支援
 - ・対象者の具体的な設定と優先順位の整理、
 - ・地域特性や既存資源の整理と活用方法
 - ・イベントの内容・形式・募集・広報の検討
 - ・実施後の評価方法、継続の仕組みづくり など
- ④ 事業の実施 : 事業計画の策定から、講座開催に向けた準備・調整、講座実施までの一連の支援の実施
 - ・「住民向けの健康づくり事業」を実施（2 回以上）
 - ・講師の手配（各開催につき 1 名以上）
 - ・広報（チラシ作成、データ提供）
 - ・進捗管理 など
- ⑤ 成果と課題の整理 : 支援終了後の振り返りと課題整理を行い、次年度以降の検討材料として活用。

（2）共有研修会の開催（実施回数：1 回）

ア 概要

（1）の支援実績をもとに、多様な参加者に対応可能な健康づくり事業の検討から構築までの取組やノウハウを共有し、市町村が主体的に事業を推進できるよう支援する研修会を実施する。

イ 内容

- ① 4 自治体の支援内容・成果の発表
- ② 専門職連携による取組紹介
- ③ 多様な参加者対応のノウハウ共有

ウ 形式

2～3 時間程度の対面またはオンライン研修

※資料は、（1）の事業の構築から実施までをまとめた事業実績報告書・事例集とする。

※研修会の講師は受託者が実施するが、4自治体の職員等と一部発表を調整したり、ワークショップを実施したりすることは可能。

エ 参加者

主に県・市町村の健康づくり事業担当者

オ 開催時期

(1)の事業終了後、令和9年1月～3月の期間で実施する。

なお、開催日は県と協議の上決定する。

(3) 健康運動指導士及び健康運動実践指導者の資格更新研修の実施（実施回数：4回）

ア 主な目的

市町村の健康運動指導士及び健康運動実践指導者の資格更新を支援し、当該資格保有者の活動をサポートする。

イ 主な支援対象者

埼玉県内市町村の健康運動指導士及び健康運動実践指導者

ウ 運営

- ・研修は（公財）健康・体力づくり事業財団の単位認定を受けた研修会として、年間4回、県内の異なる会場で、異なる内容・時期で実施する。（1回当たり5単位以上取得可能な講座とする。）
- ・募集人数：20名以上
- ・費用：出席者の受講料・資料代は無料とし、出席者の旅費は各所属負担とする。

エ 県と受託者の役割分担

県が実施する業務：受託者から提案された講座・講師の中から決定
認定申請書の提出

市町村への募集・告知

受講証明書の発行（必要な事項の記入は、受託者が実施する。）

受託者が実施する業務：講座内容・講師の候補提案

（公財）健康・体力づくり事業財団との講座の内容に関する連絡・調整（単位認定を受けるための調整）

当日の受付対応、講演の実施

その他（県が実施する業務以外）

5 埼玉県への報告等

(1) 業務実施計画、進捗管理等

ア 業者決定通知後すみやかに、県と協議を実施し、実施計画書をもとに体制、スケジュール、役割分担について提示、説明を行うこと。

イ 受託者主催の上、定例会議（月1回以上）を設定し、進捗状況について報告・協議すること。定例会議の開催日は適宜、県と協議の上決定する。

(2) 事業実績報告書・事例集の作成

ア 概要

「4 業務内容」の(1)から(3)の実施結果の分析などを行った上で、埼玉県と協議しながら、市町村の健康づくり支援事業についての報告書を作成する。

また、横展開を図るため、本業務の実績を踏まえた市町村向けの事例集を作成し、市町村の健康づくり事業の更なる質の向上につなげる。

イ 報告書内容

- ① 各自治体別の支援内容と成果分析
- ② 事業推進における課題と解決提案
- ③ 専門職連携の効果検証

ウ 事例集

- ① 実際の企画例・運営方法
- ② 多様な参加者対応の成功例と改善ポイント
- ③ 市町村での活用方法

エ 作成プロセス

- ① 途中経過を県と定期協議
- ② 事例集の校正は、県と連携して行い、内容の確認・修正を行うこと。

オ 配布

県内全市町村に電子で配布（PDF 等）

(3) その他（自由提案）

提案書の内容や市町村の希望に沿って、支援等を実施すること。
実施予定の業務スケジュールの詳細について提案すること。

6 報告書などの仕様、納入場所、提出部数

(1) 報告書などの仕様

- ア 報告書は A4 縦型、横書きとする。
- イ 報告書は 10～20 枚程度とする。
- ウ 報告書のデータはワード、パワーポイント等編集可能なデータ形式及び PDF 形式にて電子媒体に収録する。
- エ 報告書の元となったデータを電子媒体に収録する。

(2) 納入場所 埼玉県 保健医療部 健康長寿課

(3) 提出部数 報告書 10 部、電子媒体（PDF、PowerPoint 等）等

7 支払方法

一括払い。検査合格後、契約書の定めに従い、支払うこととする。

8 その他

- (1) 本委託業務の遂行に当たっては、関連する法令などを順守しなければならない。
- (2) 本委託業務の遂行により知り得た個人及び法人などの情報を他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (3) 本委託業務の処理に関して事故が発生したときは、速やかに、その状況を県に報告しなければ

ならない。

- (4) 本委託業務の全てを第三者に委託してはならない。
- (5) 契約に係る費用は、受託者の負担とする。
- (6) 本委託業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、埼玉県に帰属する。
- (7) 本委託業務の実施に当たっては、埼玉県と十分に連絡を取り実施すること。なお、この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。